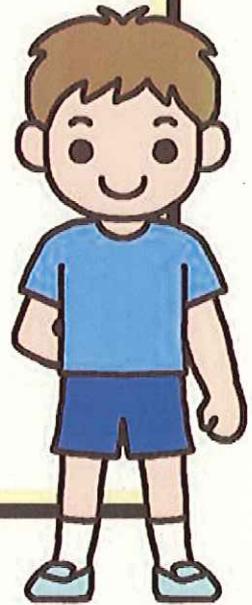




帰国・外国人児童生徒 の学校受入手引き

(上越市版)



(社) 上越国際交流協会
(財) 新潟県国際交流協会

はじめに

国際交流の活発化、経済のグローバル化に伴う人口移動の増加により、平成元年には4,500人あまりであった新潟県内の外国人登録者数も、平成21年末には14,400人を超え、この20年間に約3倍の外国出身の方が県内で生活するようになりました。

人口の移動は大人だけに止まらず、保護者の仕事や結婚などの事情により、海外で学校に通っていた日本人の児童生徒の帰国や、外国出身の児童生徒の来日により、帰国・外国人児童生徒が日本の学校に入学・転入する事例も増えてきました。

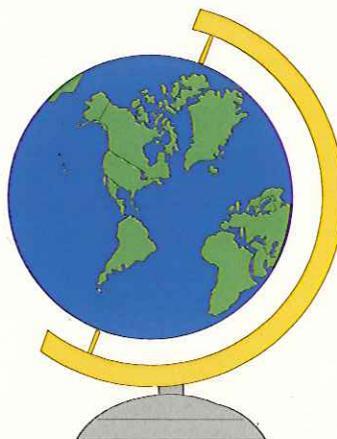
財団法人新潟県国際交流協会ではこのような状況を受け、外国人児童生徒の就学支援等に取り組んでおりますが、その一環として、上越地区において外国籍児童生徒の日本語支援・教科支援等を行っている社団法人上越国際交流協会に委託して「帰国・外国人児童生徒の学校受入手引き」を作成しました。

本手引きは帰国・外国人児童生徒を上越市立学校に受け入れる場合の手引きとなっておりますが、他市町村においても帰国・外国人児童生徒を受け入れる際の参考として、ご活用いただければ幸いです。

なお、本手引きの作成に関して、上越市教育委員会からご指導・ご協力をいただくとともに、県内外の国際交流団体からもご支援・ご協力をいただきました。

はじめに

【目次】	1
1 上越市の帰国・外国人児童生徒の日本語支援等に対する考え	2
2 帰国・外国人児童生徒の受入の流れ	3
【資料】上越市立学校入学願	4
3 面接（校長（教頭）、クラス担任等との面接）について	5
4 編入時必要書類と指導要録の記載方法	6
5 帰国・外国人児童生徒を受け入れる際に担任が配慮すること	8
6 校内・学級内での体制づくり	10
7 帰国・外国人児童生徒の保護者との連絡・協力・働きかけ	12
【参考】	
1 日本語支援・教科支援・日本語教室について	14
2 日本語指導に関する教材・保護者への連絡に役立つ資料	15



1. 上越市の帰国・外国人児童生徒の日本語支援等に対する考え

日本の生活ガイドンスや日常的な日本語指導等を行うことにより、帰国・外国人児童生徒の不安感を取り除き、早く学校生活に適応できるように支援する。

対象

市立小・中学校に在籍し、保護者と共に生活し、「日本語能力」が第1、2段階の外国人及び帰国児童生徒とする。第3段階に到達していると判断される児童生徒については小学6年生及び中学3年生（進学を控えている）を優先的に対象者にする。外国人児童生徒とは、外国出身あるいは、外国籍の児童生徒を言い、帰国児童生徒とは、日本国籍を持ち、日本国外で教育を受けている者を言う。

「日本語能力」とは

第1段階：日常会話ができない

第2段階：日常会話はできるが、各教科等の学習に支障がある

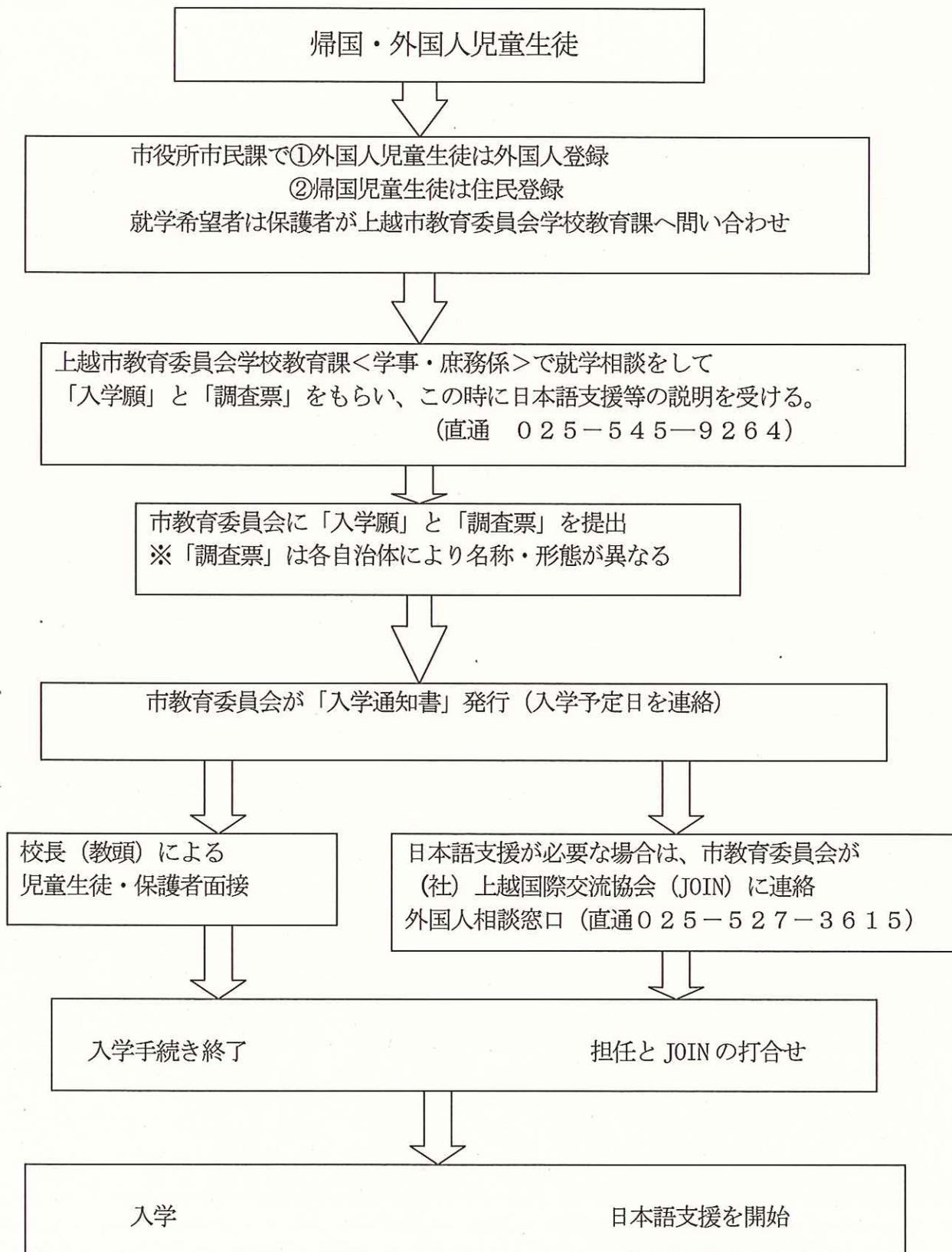
第3段階：机間指導等のときに個別に指導・助言する必要があるが、各教科等の学習にはあまり支障がない

第4段階：一般の日本人児童生徒とほぼ同じ程度に運用できる

※支援の詳細は14頁参照



2. 帰国・外国人児童生徒の受入の流れ



【資料】

上越市立

学校入学願（兼 状況書込み表）

児童生徒氏名	
生年月日 (年齢)	年 月 日 (年齢 歳)
住 所	(Tel)

上記の者を平成 年 月 日から 学校 学年へ入学させたいので、許可願います。なお、学校で使用する氏名については次のよう願います。

よみがな

児童生徒氏名 _____

国 籍 _____ 母 国 語 _____

よみがな

保護者氏名 _____

<日本語の状況>

児童生徒：

保護者：

<来日前の教育状況等>

<保護者の勤務先、連絡先・経済状況等>

<連絡がとりづらい場合の連絡先（携帯電話、勤務先電話等）>

上越市教育委員会

平成 年 月 日

(保護者氏名) _____

3. 面接（校長（教頭）、クラス担任等との面接）について

- 学校は必要に応じて通訳を手配する。利用者は無料。（JOIN 対応）
- 「日本語を母語としない児童生徒のための学校用語集」を準備する。
（新潟県国際交流協会 HP よりダウンロードして使用する）
- 学校関係者と不安でいっぱいの子供生徒及び保護者の間に信頼関係を築くことが第一歩なので、温かく迎え入れる気持ちを持って対応する。
- 簡単な言葉で、明瞭に話す。長い文、敬語、曖昧な表現、相手に選択させるような構文はさけて、丁寧語で話すこと。（×例 「それでもいいですが、これもいいですよ」）
- 調査票に記入すべきこと

本人の名前について	名前の正確な表記と発音、呼称を確認
編入学前の教育	居住・滞在していた国での学年 学習状況 問題点
日本語について	日本語能力（本人と家族）は「1」（2頁）に即して判断する。 お知らせにルビふりが必要かどうか
日常の言語	家族との交流言語
本人の性格	長所 その他
健康の状況	持病 アレルギー 食べ物の好き嫌い 視力 聴力
家庭環境	本人の生年月日・現住所 家族構成
保護者の在留目的	来日年月日 在留資格の種類 在留予定期間の確認
将来	進路希望（日本で進学するかどうか）
連絡方法	緊急時 勤務先
保護者の要望	学校に期待すること 子どもの教育に関すること
その他の特記事項	宗教上食べられない物 お祈り アクセサリー

保護者に説明しておいた方がよい事項について

- 学校行事 学校の日
- 教科書 持ち物
- 学校の決まり
- 給食 掃除
- 通学路 通学方法
- 必要経費 集金方法
- 家庭と学校との連絡方法
- トイレの使い方（必要なら）

※「文部科学省ホームページ「CLARINETへようこそ」の「帰国・外国人児童生徒情報」
（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm）「就学ガイドブック」にて英語、韓国語・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の就学案内が掲載されています。」

※「5. 外国籍児童生徒を受け入れる際に担任が配慮すること」（8頁）にも関連した内容を掲載しています。

4. 編入時必要書類と指導要録の記載方法

〈1〉編入時必要書類

① 現地の日本人学校に就学していた場合

- ・必要書類 指導要録の写し 健康診断票 教科書給与証明書 在学証明書
入学通知書（市役所発行）

② 現地校及び国際学校に就学していた場合

- ・必要書類 入学通知書（市役所発行）
- ・任意書類 在学証明書 成績証明書 学力検査結果（実施校のみ）

〈2〉指導要録の記載方法

ア 外国籍児童生徒の学習状況の評価について

① 学習の記録の欄（評定や観点別評価）については、学校が評価材料として把握した当該学習の内容が、その学校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入する。

② 通常の授業等で評価に足りる評価材料が収集できない場合でも、本人との面談、作成物、保護者を通して得た情報等をもとに、できる限り評価・評定を行い指導要録に記入することが望ましい。

③ ①、②で示した内容を考慮しても、どうしても評価できない教科があると校長が判断した場合には、空欄とせず、斜線もしくは評定不能と記す。（空欄だと記入漏れとみなされる場合がある。）そして、その理由について、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、以下の例のように示す。

「評価・評定欄が斜線（評定不能）の教科については、日本語支援の取り出し授業等の関係で、当該教科の授業への参加が不十分であったため、評価材料が収集できず、斜線（評価不能）とした。」
あるいは、「評価・評定欄が斜線（評定不能）の教科については、授業には参加したが、十分に日本語を話したり、理解したりできないために学習活動に適正に参加することができず、適切な評価材料を収集できなかったために、斜線（評定不能）とした。」

④ 評価・評定を記載する・しないにかかわらず、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、数字で表せない部分（児童生徒の進歩の状況など）を文章記述することは、児童生徒の不利にならないような配慮となるとともに、今後の指導に役立つ情報としても極めて重要である。

⑤ 日本語支援の学習状況については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、日本語支援の講師から情報収集するなどして、当該児童生徒の日本語支援における学習の状況を詳細に文章記述し、児童生徒の不利にならないよう配慮するとともに、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努める。

⑥ 日常的に人間関係づくりに努め、保護者とともに本人の成長を見守る過程の積み重ねが、評価・評定に表れるように努力する。

イ その他

- ・外国籍児童生徒については、就学の義務はないが、「児童の権利に関する条約」(1990年発効、1994年日本批准)第28条により、希望する場合は初等教育および中等教育を受けさせることができる。
- ・児童生徒が外国籍であっても、日本人児童生徒と全く同様の扱いで在籍数に入れ、要録を作成する。
- ・外国人の氏名のふり仮名は、できるだけ母語発音に近いカタカナで記入する。なお、氏名は通称をもつ児童生徒であっても学齢簿あるいは外国人登録証に基づいて記載通りの正式な名称を記入する。各自治体の書式に従う。
- ・学年途中の「編入学」として扱い、外国での教育状況や編入学の事由などを、年月日の下に記載する。(「在学証明書」などがあればなおよい)
- ・評価を行った場合に、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者に積極的に伝えることは、児童生徒の学習意欲に応じて自立を支援することにつながる。



5. 帰国・外国人児童生徒を受け入れる際に担任が配慮すること

〈1〉特に留意する点

- 周囲が温かく迎えてあげること
 - 児童生徒の立場に立って考えてみる
- ① 「日本語がわからないだけで、すでに人格はそなわっている。日本語がうまく話せないことで、人格まで否定してはならない」ということをクラス全体が理解し、「日本語を母語としない児童生徒のための学校用語集」などを使いながら、無理せず、少しずつコミュニケーションをはかる。
- ② 日本語を母語としない児童生徒は、不安と緊張から常にストレスを感じている。日常会話と授業言語としての日本語の違いを理解し、日常会話が上手になったことで担任も学校も安心しないこと。実際は、日本語がわからないために、授業が理解できず、笑ってごまかしていることが多い。また、友達ができないことでかなりのストレスを感じているので、緊張を和らげる心遣いが必要である。一日一回は困っていることはないか声かけをする。
- ③ 友達になりたいが、きっかけがつかめないでいることが多いので、友達の輪にスムーズに入っていける手助けが必要である。

〈2〉担任が把握しておかなければならないこと

① 児童生徒に対して

- 名前の呼び方（本人に対して及び本人が友達を呼ぶ時）
 - ・名前か家族名か、「さん」をつけるか、ニックネーム（省略名）で呼ぶか、アドバイスを
する。
- 先生の呼び方は「先生」「〇〇先生」であることを教える。
- 学校の一日の流れを教える。
- トイレの場所と使い方

② 学級児童に対して

- 児童生徒に対して〇〇人（中国人、韓国人）という呼び方をしていないかどうか。
- 児童生徒を受け入れる雰囲気ができているかどうか。
- 宗教によって食べられない食材があることを理解し、いたずらでごまかして食べさせることが起きないように気をつける。

③ 保護者に対して

- 生後間もなくから付けているピアスなどをどうするか話し合う。
- アクセサリー、化粧、髪型、制服がある場合の指導、靴・かばん・体操服・ジャージなどの扱いについては、学校の規則に従ってもらう。
- 上履きを理解してもらう。（できるだけ現物を見せて説明する。）
- 教科書（義務教育での教科書は無償、副教材は有償。ルビをふった国語の教科書は、小学校3～6年生用までJOINにあり）・その他準備すべき学用品を説明する。
- いかなる環境の外国人児童生徒でも「話す・聞く・読む・書く」が基本であり大切である。そのためにく日本語取り出し授業〈教科支援〉〈JOIN塾〉があることを伝える。
- 高校進学必要性と難しさを話す。日本の学校制度を話し、流れを理解してもらうことは必要である。

〈3〉帰国児童生徒受け入れで配慮が必要な点（外国人児童生徒とは異なる点）

ア 面接で確認が必要なこと

- ① 就学していたのは、日本人学校か現地校か（現地校の場合、補習校や通信教育を受けたか）
- ② 履修状況（通知表があれば参考として見せてもらうこと）
- ③ 滞在国、滞在年数、日本の学校生活体験の有無
- ④ 日本語の状況

イ 未就学の可能性があると考えられるもの

- ・国語：習字
- ・社会：地域学習、日本の歴史
- ・理科：植物の栽培、実験
- ・算数：掛け算の九九（日本式で）
- ・音楽：リコーダー、鍵盤ハーモニカ
- ・体育：跳び箱、マット運動



6. 校内・学級内での体制づくり

〈1〉学級では

- 初日は母語と日本語のあいさつで迎える。
- 座席は最初のうちは担任の近くにおく方がよい。(視力の確認も必要)
- 身近なものには“ひらがな”でカードをはって日本語の手助けをする。
- 支援を特定の児童生徒(または担任)一人だけにまかせず、クラス全体で手助けをする。
- 実技教科の授業は、“取り出し授業”などにあてず積極的に参加させる。
- 校内の施設案内は、先生と児童生徒が分担しながら二回くらい行う。

〈2〉校内では

- 校内の主なところにルビをふる。
- 会話言語は1～2年で習得できるが、学習言語(授業のことば)は5～7年くらい必要である。日常会話が心配ないことで授業も理解していると早合点しないこと。「日常会話は問題ないのにテストの成績が悪い＝頭が悪い」という誤解がないように気をつける。
- 編入時にどの学年に入れるかは、その学齢及び本人と家族の気持ちを考慮して、総合的にアドバイスすること。
- 母国で優秀だった児童生徒ほど、いきなり“何もわからない子”になって強烈な自己嫌悪と自信喪失に陥りやすい。そのことをよく理解しておく必要がある。
- 帰国・外国人児童生徒の受入れは、国際教育や開発教育の良いチャンスである。しかし、後進国を扱う場合、その国籍の児童生徒が「貧しい国から来た人」という印象にならない配慮が必要である。
- 保護者の授業参加、保護者による国際理解教育も有効である。(その子どもに誇りを持たせることができる)
- 担任以外の先生にも、取り出し授業や教科支援などを活用し日本語・教科支援をしていることを理解してもらおう。
- 担任だけに支援をまかせず、学校全体で取り組む体制づくりが望ましい。

〈3〉生活習慣や文化の違いなど

国によって文化をはじめとして様々な違いがあるので、それらを理解した上で、帰国・外国人児童生徒には日本の文化、習慣、学校の規則、学習方法等を教え、必要に応じて保護者に相談をする。以下は代表的な例である。

- 宗教的な違い(イスラム教の場合)
 - ① 豚肉は食べないので、給食が食べられない。
 - ・ 厳しい戒律があるので、決して無理強いはしないこと。
 - ② ある年齢(10歳くらい)からは肌を露出できない。
 - ・ 水泳などの授業については、保護者と相談する。
 - ③ ラマダン(断食)の時期には、日中は食事や水を一切とらない。
 - ・ 日没後は飲食自由である。
- その他の違い
 - ① 上履きに履き替える習慣のある国は、あまりない。
 - ② 外履きについても、暑ければサンダルでもよい国もある。

- ③ 日本では弁当としては考えにくいものを弁当で持たせる国があるので、「日本の弁当」のイメージにこだわらない。
- ・両親とも外国人である場合、「日本の弁当」のイメージが分からない場合がある。
- ④ 昼食を帰宅して食べる習慣の国や地域もある。
- ・始業時間が日本より早く、学校と自宅が近い国もある。
- ⑤ 休み時間に、お菓子やジュースを飲食してもよい国もある。
- ・昼食は校内の食堂で食べることも多い。
- ⑥ ほめる時、頭を撫でる習慣がない。(タイなど)
- ⑦ 正座の習慣がない国や地域が多い。
- ⑧ 国・地域によって、同じジェスチャーでも意味が異なる場合がある。
- ⑨ 割り算の筆算方法が全く違う国がある。(特に南アメリカの国々)
- ・日本式の筆算方法を丁寧に指導する。
- ⑩ 採点の時 と が逆の国が多い。
- ・正解に赤ペンで大きく○をつけると、とても驚くことがあるので、採点方法をよく説明すること。



7. 帰国・外国人児童生徒の保護者との連絡・協力・働きかけ

(1) 保護者への対応で気をつけること

- 学校からのお知らせ・手紙などが多くどれが大事なものかわからない
 - ① 大事なものには赤ペンなどで印をつけ、ルビをふって渡す。
 - ② 短いメモをつけるのもよい。どのような方法を望むか保護者に確認。
 - ③ 特に大事なことは、保護者の母語で伝える。

- 日本語がわからないので、言いたいことが伝えられない。
 - ① 近所に日本語のわかる知人がいるか、確認をとる。
 - ② 大事なことを伝えなければならない時は、通訳の用意があることを伝える。

- 子どもの勉強が心配
 - ① 日常会話が身に着くのは1～2年、授業日本語が理解できるには5～7年は必要であることを、よく理解してもらう。
 - ② より早く授業が理解できるようになるためには、本人の努力と家族の協力が不可欠である。
 - ③ 日本語支援者・教科支援者の派遣があることを伝える。
 - ④ 焦りから、学校に塾の役目を求め、「受験に必要な授業は必要ない」と考える保護者もあるが、学校は塾ではないことをはっきりと言い、子どもの教育について相談できることを伝える。

- 行事の内容が理解できず、準備などができない。保護者が出席すべきか、判断できない。
 - ① 行事の日程を知らせるだけでなく、どのような内容なのか、持ち物、服装などは丁寧に説明する。

- 保護者への連絡
 - ① 家庭訪問をしたり、学校に来てもらったりすることで、保護者と話す機会を持つ。家庭で協力してもらう必要があれば、保護者の負担も考慮して話を進める。
 - ② 登下校時の安全や責任・学校の決まりなどは、十分に話し合う。
 - ③ 定期的に連絡帳や電話を利用して、情報交換をする。



〈2〉外国人児童生徒の様子を観察する

入学当初は緊張しているのでわからないが、数カ月たつと問題が出てくることが多い。次のような兆候を見逃がさないように注意する。

- ① 友達とケンカをする
- ② 宿題を気にする
- ③ おこりっぽくなる
- ④ あくびが多い
- ⑤ 身体の不調（頭痛、腹痛、食欲不振など）
- ⑥ 孤立している
- ⑦ 学校から急いで帰る

これらは子どもからのサインとみて、本人への支援や家庭との相談を、担任だけにまかせるのではなく学年・学校全体で行えるようにすることが大切である。

〈 相談窓口 〉

上越市教育委員会学校教育課

新潟県上越市大字下門前 593 番地

TEL : 025-545-9244 (直通) 025-545-9264

FAX : 025-545-9272

<http://www.jecomite.jorne.ed.jp/> 月～金 / 8:30 ~ 17:15

※相談内容：入学に関すること、学校の体制、教科書・教材について等、学校のこと全般

(社) 上越国際交流協会

新潟県上越市土橋 1914-3

TEL : 025-527-3615

FAX : 025-522-8240

<http://www.valley.ne.jp/~join> / E-mail: join@valley.ne.jp

外国人相談日：月・水・木・金 / 9:00 ~ 17:00

土 / 9:00 ~ 13:00

(毎月第3水曜日 年末年始12月29日～1月3日 は休み)

※相談内容：生活に関すること全般

【参考】

1. 日本語支援・教科支援・日本語教室について

(社)上越国際交流協会(JOIN)では、帰国・外国人児童生徒の受入れにあたって、上越市の委託事業として下記の支援活動を行っている。対象者は上越市民、利用者は無料で、随時申し込みができる。指導は、基本的に1対1で行う。問い合わせはJOIN(☎025-527-3615)

◎日本語支援

就学予定の学校からの派遣依頼を受けて、日本語ボランティア講師が支援に入る。

- 場所 在籍学校
形態 取り出し授業(別室での個別指導)
回数 基本30回(週3回) 延長あり
内容 ・学校や日常生活に必要な日本語の指導
・日本の学校や生活習慣の説明
・言葉や習慣が異なることによって生じるストレスなどの心のケア

◎教科支援

① JOIN塾

上越国際交流協会のスタッフ・教師経験者が、日本語がまだ十分ではないため学校の勉強が思うように進まない児童生徒と一緒に勉強するための教室。

- 場所 上越市民プラザ 2F 国際交流センター
形態 グループ指導(少人数制)
回数 月3回(土曜日) 午前10:00~12:00
内容 宿題、苦手教科への支援、学習に関する悩み、相談など



② 教科支援(上越教育大学との協働)

上越教育大学の学生、留学生、教師経験者が教科学習を中心に支援するプログラム

- 場所 在籍学校、上越教育大学、市民プラザ(JOIN)のいずれか
形態 学校の授業時間外に個別指導
内容 社会、国語を中心に教科学習を学習者の母語や日本語で支援



◎日本語教室

上越地域在住外国人のために生活日本語の支援と生活情報の提供を行う。

□ 市民プラザ教室

- ①水曜クラス 日時:4月~12月(全21回 8月除く) 午前9:30~11:00
会場:市民プラザ
②金曜クラス 日時:5月~12月(全21回 8月除く) 午前9:30~11:00
会場:市民プラザ
③土曜クラス 日時:5月~3月(4月、8月、1月除く) 午前10:00~11:30
会場:市民プラザ

- 高田教室 日時:5月~11月(全21回 8月除く) 午後7:00~8:30(毎週火曜日)
会場:高田公民館

- 冬の日本語教室 日時：1月～3月（全7回）午前10：00～11：30（水曜日）
会場：市民プラザ

◎その他

日本語個人レッスン（個別指導） 1回60分（有料）

2. 日本語指導に関する教材・保護者への連絡に役立つ資料

(1) 帰国・外国人児童生徒の指導等に役立つ教材・保護者への連絡等に役立つ資料

※新潟県に関する資料以外は、資料名は五十音順

○児童生徒の指導等に役立つ資料

- ①「日本語を母語としない児童生徒のための学校用語集」
（財団法人新潟県国際交流協会
http://www.niigata-ia.or.jp/jp/ct/004_siryou/001_siryou/001_siryou.html)
- ②「外国人児童生徒資料」（豊橋市教育委員会）
<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/>
- ③「5カ国語併記学校で使う用語集」（日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語）
（日本語ボランティア「あかり」作成 グローバルキャンパスネット大阪
<http://www.gcn-osaka.jp/japanese/eckssw/index.html>)
- ④「在日外国人児童のための教材」
（東京外国語大学多言語・多文化研究センター
http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/social_02.html)
- ⑤「算数6カ国語対訳集」（英語・中国語・韓国朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語）
（川崎市総合教育センター <http://www.keins.city.kawasaki.jp/content/taiyaku/taiyaku.htm>)
- ⑥「就学ガイドブック」
（文部科学省 クラリネット http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)
- ⑦「初期対応ガイドブック」「就学支援ガイドブック」
（子ども多文化共生センター <http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/ukeire/ukeire.html>)

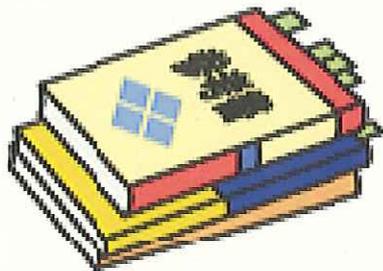
○保護者への連絡等に役立つ資料

- ①「学校からのおたより」（英語・中国語・韓国朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語）
（千葉県国際交流センター <http://www.mcic.or.jp/otayori/index.htm>)
- ②「学校行事関係翻訳資料」（英語・ポルトガル語など）（可児市教育委員会
<http://www.city.kani.gifu.jp/gakushuu/gakkyou/gaikokujin/index/html>)
- ③「ここから始まる学校生活」（英語・中国語・韓国朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語など）
（厚木市教育情報ネットワーク「あつぎまなびネット」
<http://www.edu.city.atsugi.kanagawa.jp/>)
- ④「保護者への連絡文書例」（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語）
（三重県教育委員会 <http://www.pref.mie.jp/GAKOKYO/HP/englishhoka.htm>)

※この頁の情報は三重県国際交流財団（MIEF）のホームページ（<http://www.mief.or.jp/>）で掲載されているものを、許可をいただき一部掲載させていただいている。

〈2〉日本語指導者が支援時に使用する資料と教材

- ① 「日本語を母語としない児童生徒のための学校用語集」(財団法人新潟県国際交流協会
http://www.niigata-ia.or.jp/jp/ct/004_siryu/001_siryu/001_siryu.html)
帰国・外国人児童生徒の受け入れが決まったら、学校側で対応言語の用語集を用意して面接時に配布し、指さしで交流ができることを伝える。教室にも1部あると、児童生徒間での交流の手助けとなる。
- ② 「みんなの日本語」シリーズ ((株)スリーエーネットワーク)
10カ国語対応で教本、ドリル、イラストが豊富でさまざまな場面で使える。
- ③ 「こどものにほんご1」「こどものにほんご1絵カード」「こどものにほんご2」
((株)スリーエーネットワーク)
小学生向け入門書。ひらがなの読み書きができたらずぐに使える。
- ④ 「にほんごをまなぼう」「日本語を学ぼう2」「日本語を学ぼう3」((株)ぎょうせい)
学校生活を教えるのに重宝。色彩豊かで低学年から中学生まで使用できる。
- ⑤ 「日本語学級 1」「日本語学級 2」「日本語学級 3」((株)凡人社)
日本語がまったくわからない状態からでもスムーズに進めることができる。
- ⑥ 「JAPANESE FOR YOUNG PEOPLE 1」((公社)国際日本語普及協会)
英語母語学習者向けのテキストだが、絵が豊富でクイズ形式のものもあり、楽しく日本語が学習できる。
- ⑦ 「かんじだいすき (一)～(六)」((公社)国際日本語普及協会)
小学校で学ぶ漢字が学年ごとにまとめられ、例文も学校生活に即したものになっている。
- ⑧ 「日本語の教え方 スーパーキット3」
((株)アルク) 教師と児童生徒のための楽しい教材集



2011年1月発行

「帰国・外国人児童生徒の学校受入手引き（上越市版）」

編集・発行

財団法人新潟県国際交流協会

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル2階

TEL : 025-290-5650 FAX : 025-249-8122

E-mail : nia21c@niigata-ia.or.jp

URL : <http://www.niigata-ia.or.jp>

※この受入手引きは、(社)上越国際交流協会に業務を委託して作成したものです。